

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(定義等)

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。

「一〇三三七の三 略」

三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 船舶局、海岸局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するもの

〔2〕 略

三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。

〔三十七の六〇九十三 略〕

〔2 略〕

(無線局の種別及び定義)

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

「一〇八 略」

九 船舶局 船舶の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。)のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。

〔十〇二十の五 略〕

二十の六 船舶地球局 法第六条第一項第四号ロに規定する船舶地球局をいう。

二十の七 航空機地球局 法第六条第一項第四号ロに規定する航空機地球局をいう。

〔二十の八・二十の九 略〕

二十の十 人工衛星局 法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局をいう。

〔二十の十一〇二十九 略〕

〔2 略〕

(定義等)

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。

「一〇三三七の三 同上」

三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するもの

〔2〕 同上

三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。

〔三十七の六〇九十三 同上〕

〔2 同上〕

(無線局の種別及び定義)

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

「一〇八 同上」

九 船舶局 船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。

〔十〇二十の五 同上〕

二十の六 船舶地球局 法第六条第一項第四号ロに規定する船舶地球局をいう。

二十の七 航空機地球局 法第六条第一項第四号ロに規定する航空機地球局をいう。

〔二十の八・二十の九 同上〕

二十の十 人工衛星局 法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局をいう。

〔二十の十一〇二十九 同上〕

〔2 同上〕

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)
第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〇八 略〕

九 法第六条第八項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星(当該無線局が開設されていたものを含む。)に開設する基幹放送局(第四号及び第六号に掲げるものを除く。)

〔十・十一 略〕

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置(通信操作を除く。))に限る。

〔2〕 略〕

四 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の通信操作

〔1〕 略〕

〔2〕 海岸局(船舶自動識別装置に限る。)

〔3〕 船舶局(船舶自動識別装置に限る。)

〔4〕 携帯局

〔5〕 船舶地球局(船舶自動識別装置に限る。)

〔6〕 航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。)

〔7〕 携帯移動地球局

五 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の連絡の設定及び終了(自動装置により行われるものを除く。)に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(第三号(1)及び第四号(3)に該当する無線設備を除く。)

〔2〕(4) 略〕

〔5〕 船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)

〔6〕 略〕

〔六〇八 略〕

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)
第六条の四 法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〇八 同上〕

九 法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星(当該無線局が開設されていたものを含む。)に開設する基幹放送局(第四号及び第六号に掲げるものを除く。)

〔十・十一 同上〕

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

〔一・二 同上〕

三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置に限る。)

〔2〕 同上〕

四 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の通信操作

〔1〕 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔2〕 携帯局

〔新設〕

〔3〕 航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。)

〔4〕 携帯移動地球局

五 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の連絡の設定及び終了(自動装置により行われるものを除く。)に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(第三号(1)に該当する無線設備を除く。)

〔2〕(4) 同上〕

〔5〕 船舶地球局

〔6〕 同上〕

〔六〇八 同上〕

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

〔一〕十六 略

〔十七〕 船舶地球局(簡易型船舶自動識別装置のみを設置するものに限る。)

〔十八〕二十六 略

第四十三条 船舶局、航空機局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許人は、法第六条第三項、第四項、第五項又は第六項に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

2 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、無線航行移動局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

(書類の提出)

第五十二条 略

〔2・3 略〕

4 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。)、遭難自動通報局、無線航行移動局(第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。)又は船舶地球局(第四十一条の二の六第十七号に規定するものを除く。)に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

〔5 略〕

別表第五号 定期検査の実施時期(第四十一条の四関係)

〔一〕十九 略

〔二十〕 海岸地球局

〔一〕 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの

〔二〕 〔1〕に該当しないもの

〔二十一〕二十二 略

〔二十三〕 船舶地球局

一年
五年

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

〔一〕十六 同上

〔新設〕

〔十七〕二十五 〔同上〕

第四十三条 船舶局、航空機局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許人は、法第六条第三項、第四項又は第五項に規定する事項に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

2 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

(書類の提出)

第五十二条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。)、遭難自動通報局、無線航行移動局(第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。)又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

〔5 同上〕

別表第五号 定期検査の実施時期(第四十一条の四関係)

〔一〕十九 同上

〔二十〕 海岸地球局

〔二十一〕二十二 同上

〔二十三〕 船舶地球局

一年

<p>(1) 第二十八条の二第一項の船舶地球局であつて、旅客船又は国際航海に従事する 一年 船舶（旅客船を除く。）に開設するもの</p> <p>(2) 船舶自動識別装置の無線設備のみを設置するもの 三年</p> <p>(3) (1)及び(2)に該当しないもの 二年</p> <p>〔二十四～三十二 略〕</p>	<p>(1) 第二十八条の二第一項の船舶地球局であつて、旅客船又は国際航海に従事する 一年 船舶（旅客船を除く。）に開設するもの</p> <p>〔新設〕</p> <p>(2) (1)に該当しないもの 二年</p> <p>〔二十四～三十二 同上〕</p>
---	--

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置を設置しているものに限る。）にあつては、免許状及び無線局事項書の通信の相手方の欄に人工衛星局の受信設備が記載されているものとみなす。